

平成15年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

日時：平成15年11月26日（水）午前11時00分

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室 21

—— 会 議 次 第 ——

1 議 題（答 申）

- (1) 「イトーヨーカドー新亀有店ショッピングセンター建築事業」環境影響評価調査計画書
- (2) 「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業」環境影響評価方法書

2 報 告

環境影響評価書等の受理

3 そ の 他

平成15年11月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 井手久登殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 中島正剛

「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町
間）事業」環境影響評価方法書について

このことについて、当部会において調査審議した結果は別紙のとおりです。

「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業」に係る
環境影響評価方法書について

第1 審議経過

本審議会では、平成15年7月22日に「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業」に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係区市長等の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

方法書における環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

I 総括的事項

- 1 当該事業の計画区域付近には、都内の貴重な自然環境が存在するため、具体的事業計画は、地下水、湧水、生態系等に十分配慮し、周辺環境への影響をできる限り回避・低減できるよう適切な検討を行う必要がある。
- 2 環境影響評価の予測及び評価に当たっては、ジャンクション、インターチェンジ、換気所の位置・構造及びトンネルの深度など具体的な事業計画を明らかにし、適切な位置、時期及び数で把握した現況を踏まえて行う必要がある。
- 3 道路関連施設、工事方法、環境保全措置等には、最新技術の導入を検討し、周辺環境への影響が極力少なくなるよう考慮すべきである。
- 4 環境影響評価の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見及び情報を活用して、都民等に分かりやすい環境影響評価図書を作成するよう努めるべきである。

Ⅱ 個別事項

1 大気汚染

- (1) 計画道路の供用により、ジャンクション部やインターチェンジ部周辺での交通量の増加が想定されるので、それらの地域における将来交通量について推計するとともに、大気汚染への影響についても予測・評価を行うこと。
- (2) 換気所からの排気ガスによる周辺地域への影響については、地域の状況を考慮し、風洞実験を行うなどして、汚染物質の水平及び鉛直方向の拡散状況を予測・評価すること。
- (3) 大気汚染による影響を予測・評価するに当たっては、地域の状況等を考慮し、高度別の気象状況を把握すること。

2 騒音、振動、低周波音

- (1) ジャンクション部、インターチェンジ部及び換気所からの騒音、振動及び低周波音については、学校などの公共施設や周辺の生活環境を十分考慮し、調査、予測及び評価すること。
- (2) 道路交通騒音については、周辺の生活環境を考慮し、必要に応じ高さ方向及び背後地についても、予測・評価すること。
- (3) 地下トンネル部及び高架構造部からの道路交通振動による周辺建物への影響について、類似事例などにより明らかにすること。
- (4) トンネル坑口部において、トンネル内の反響音が問題になる事例があることから、トンネル坑口部の騒音に対する環境保全のための措置を講ずること。
- (5) 工事施行中の騒音、振動及び低周波音について、周辺の生活環境への影響を最小限に押さえるような建設機械、工法を採用すること。

3 水質汚濁

- (1) 地盤凝固剤を使用する場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月 建設省）及び「東京都薬液注入工法暫定取扱指針」（昭和49年7月 東京都）に基づき、施工を行うとともに、同指針に基づき地下水等の水質の監視を行うこと。
- (2) 地下のトンネル工事において、掘削する地層及び採用する工法によっては、地下水の強酸性化を引き起こすおそれがあるので、工法については地下水の酸性化を引き起こさない工法を採用すること。
- (3) 地下水の利用施設（三宝寺池などの池沼、飲用井戸等）への影響が

考えられるので、工事着手前、工事中及び工事終了後に利用施設の水質（水素イオン濃度、電気伝導率、硫酸イオン、過マンガン酸カリウム消費量等）の調査を行うなど、地下水保全対策を明らかにすること。なお、上水道の水源として利用されている場合や上水道がなく井戸水を専ら飲用している場合は、水道法に基づく水質基準項目とすること。

- (4) 工事中の濁水、道路雨水及び道路の清掃水等の放流先を明らかにすること。

放流先が公共用水域の場合は、公共用水域への水質の影響について、調査、予測及び評価すること。放流先が公共下水道の場合は、事業計画において排水の前処理方法を明らかにすること。

4 土壤汚染

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第117条の規定に基づき、「土地利用の履歴等の調査」等を実施し、その結果を準備書で明らかにすること。

5 水循環、地盤、地形・地質

- (1) 工法・トンネル構造は、井戸、湧水、池、河川、地盤等への環境影響が少ないものにする。また、地層に起因する地下水の酸性化や地下空気の変質等を抑制する適切な措置を行うこと。これらのことについて、地下トンネル工事技術の進歩と地層の特性を踏まえ、分かりやすく示すこと。
- (2) 現状の地下水の流況について、地形図（1/2500）を基に作成した等高線抜描図、及び既存の地下地質資料から推定し、適切な範囲を定め、地下水の水位・水質の十分なモニタリングを行うこと。

6 生物・生態系

- (1) 事業実施区域及びその周辺地域で、区市で指定する注目種を含め、重要な動物・植物種が確認されているため、現地調査の地点、範囲、時期（期間）等の選定に当たっては、最新の資料を参照するとともに、専門家等の意見を踏まえ、適切に行うこと。
- (2) ジャンクション、インターチェンジ、換気所などの大規模な地上構造物による動物、植物、生態系への影響を最小限にするため、現場調査の結果等を踏まえ、貴重な樹木の移植など十分な環境保全のための措置を行うこと。

- (3) 事業実施による地下水の流況の変化等により、動植物への影響が考えられるので、地下構造物による地下水への影響が少ない工法、構造を採用すること。

7 日影、風環境、景観

- (1) 換気所等は、大規模な構造物となると考えられるため、設置場所を設定する際には、崖線等地域の状況を踏まえ、日影、風環境及び景観への影響に配慮し、必要な対策についても検討すること。
- (2) 換気所等は、大規模な構造物となると考えられるため、風害の予測等の手法の選定に際しては、東京都環境影響評価技術指針の内容に留意して、風洞実験を選定することを検討し、予測・評価に際しては、換気所付近の構造物も含めて行うこと。

8 電波障害

ジャンクション部、インターチェンジ部及び換気所による電波障害は、調査、予測及び評価することになっているが、平成15年12月から放送が開始される地上デジタル放送についても、調査、予測及び評価すること。

9 史跡・文化財

- (1) 地下水の流動状況に係る予測に関しては、計画地に近接して存在する天然記念物に指定されている植物群落等の文化財に十分配慮すること。
- (2) 工事の施行中の換気所等に係る調査及び予測に当たっては、文化財の状況を十分に把握して行うこと。また、供用後の影響が考えられる場合には、十分な環境保全のための措置を行うこと。
- (3) 換気所等の建設予定地に、古墳等周知の埋蔵文化財のある場合には、掘削の位置及び範囲を考慮し、影響を必要最小限に止めるように計画し、この計画の内容を明らかにするとともに、事前に教育委員会と協議し、試掘等必要な処置を講ずる旨明らかにすること。

また、掘削範囲に周知の埋蔵文化財が無い場合でも、当該事業区域は、多数の埋蔵文化財包蔵地に近接しているため、工事施行前に教育委員会と事前に協議し、必要に応じた対策を講ずる旨明らかにすること。

10 自然との触れ合い活動の場

事業実施による自然との触れ合い活動への影響を最小限にするため、道路等で分断した触れ合い活動ルート of 代替ルートの設置など十分な環境

保全のための措置を行うこと。

11 廃棄物

掘削により発生する土砂については、黄鉄鉱成分が含まれていることが予想されることから、掘削土を一時保管する場合、酸化反応による掘削土の酸性化の確認方法と酸性化した場合の中和対策等を明らかにすること。

また、掘削土の酸性化により、六価クロム、カドミウム等重金属の溶出が考えられることから、重金属溶出性の変化の調査（掘削直後、一定時間経過後）を事前に実施すること。

なお、掘削土を搬出する場合、建設発生土の受入機関の受入基準を遵守するとともに、上記と同様に酸性化対策と重金属溶出性の調査を行うこと。

Ⅲ その他

- 1 具体的な事業計画が明らかになった時点で、環境に影響を及ぼすおそれのある要因により、新たな調査、予測及び評価の必要性が生じた場合は、準備書で対応すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第83条第1項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成15年7月22日	方法書について諮問
部 会	平成15年11月17日	・環境影響評価項目 (騒音・振動・低周波音、水質汚濁、土壌汚染、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物)
部 会	平成15年11月25日	・環境影響評価項目 (大気汚染、悪臭、地盤、地形・地質、水循環、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	平成15年11月26日	答申



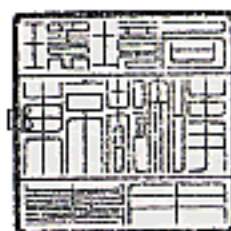
15環都影第297号

平成15年12月3日

意 見 書

「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業」に係る環境影響評価方法書に関する東京都環境影響評価条例第82条第1項に規定する意見は、次のとおりである。

東京都知事
石原 慎 太



記

第1 対象事業

1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 : 東京都

代 表 者 : 東京都知事 石原慎太郎

所 在 地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 事業者の名称及び所在地

事業予定者の名称 : 国土交通省

代 表 者 : 関東地方整備局長 渡辺 和足

所 在 地 : 埼玉県さいたま市中央区新都心2番1

3 都市計画対象道路事業の名称

名 称 : 都市高速道路外郭環状線事業

種 類 : 高速自動車国道の新設

4 事業の実施区域

起 点 : 東京都世田谷区宇奈根三丁目

終 点 : 東京都練馬区大泉町四丁目

第2 意見

方法書における環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮すべきである。

I 総括的事項

- 1 当該事業の計画区域付近には、都内の貴重な自然環境が存在するため、具体的事業計画は、地下水、湧水、生態系等に十分配慮し、周辺環境への影響をできる限り回避・低減できるよう適切な検討を行う必要がある。
- 2 環境影響評価の予測・評価に当たっては、ジャンクション、インターチェンジ、換気所の位置・構造及びトンネルの深度などを明らかにし、適切な位置及び数で把握した現況を踏まえて行う必要がある。
- 3 道路関連施設、工事方法、環境保全措置等には、最新技術の導入を検討し、周辺環境への影響が極力少なくなるよう考慮すべきである。
- 4 環境影響評価の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見及び情報を活用して、都民等に分かりやすい環境影響評価図書を作成するよう努めるべきである。

II 個別事項

1 大気汚染

- (1) 計画道路の供用により、ジャンクション部やインターチェンジ部周辺での交通量の増加が想定されるので、それらの地域における将来交通量について推計するとともに、大気汚染への影響についても予測・評価を行うこと。
- (2) 換気所からの排気ガスによる周辺地域への影響については、地域の状況を考慮し、風洞実験を行うなどして、汚染物質の水平及び鉛直方向の拡散状況を予測・評価すること。
- (3) 大気汚染による影響を予測・評価するに当たっては、地域の

状況等を考慮し、高度別の気象状況を把握すること。

2 騒音、振動、低周波音

- (1) ジャンクション部、インターチェンジ部及び換気所からの騒音、振動及び低周波音については、学校などの公共施設や周辺の生活環境を十分考慮し、調査、予測及び評価すること。
- (2) 道路交通騒音については、周辺の生活環境を考慮し、必要に応じ高さ方向及び背後地についても、予測・評価すること。
- (3) 地下トンネル部及び高架構造部からの道路交通振動による周辺建物への影響について、類似事例などにより明らかにすること。
- (4) トンネル坑口部において、トンネル内の反響音が問題になる事例があることから、トンネル坑口部の騒音に対する環境保全のための措置を講ずること。
- (5) 工事施行中の騒音、振動及び低周波音について、周辺の生活環境への影響を最小限に押さえるような建設機械、工法を採用すること。

3 水質汚濁

- (1) 地盤凝固剤を使用する場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月 建設省）及び「東京都薬液注入工法暫定取扱指針」（昭和49年7月 東京都）に基づき、施工を行うとともに、同指針に基づき地下水等の水質の監視を行うこと。
- (2) 地下のトンネル工事において、掘削する地層及び採用する工法によっては、地下水の強酸性化を引き起こすおそれがあるので、工法については地下水の酸性化を引き起こさない工法を採用すること。
- (3) 地下水の利用施設（三宝寺池などの池沼、飲用井戸等）への影響が考えられるので、工事着手前、工事中及び工事終了後に利用施設の水質（水素イオン濃度、電気伝導率、硫酸イオン、過マンガン酸カリウム消費量等）の調査を行うなど、地下水保全対策を明らかにすること。なお、上水道の水源として利用さ

れている場合や上水道がなく井戸水を専ら飲用している場合は、水道法に基づく水質基準項目とすること。

- (4) 工事中の濁水、道路雨水及び道路の清掃水等の放流先を明らかにすること。

放流先が公共用水域の場合は、公共用水域への水質の影響について、調査、予測及び評価すること。放流先が公共下水道の場合は、事業計画において排水の前処理方法を明らかにすること。

4 土壌汚染

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第117条の規定に基づき、「土地利用の履歴等の調査」等を実施し、その結果を準備書で明らかにすること。

5 水循環、地盤、地形・地質

- (1) 工法・トンネル構造は、井戸、湧水、池、河川、地盤等への環境影響が少ないものにする事、また、地層に起因する地下水の酸性化や地下空気の変質等を抑制する適切な措置を行うこと。これらのことについて、地下トンネル工事技術の進歩と地層の特性を踏まえ、分かりやすく示すこと。

- (2) 現状の地下水の流況について、地形図(1/2500)を基に作成した等高線抜描図、及び既存の地下地質資料から推定し、適切な範囲を定め、地下水の水位・水質の十分なモニタリングを行うこと。

6 生物・生態系

- (1) 事業実施区域及びその周辺地域で、区市で指定する注目種を含め、重要な動物・植物種が確認されているため、現地調査の地点、範囲、時期(期間)等の選定に当たっては、最新の資料を参照するとともに、専門家等の意見を踏まえ、適切に行うこと。

- (2) ジャンクション、インターチェンジ、換気所などの大規模な地上構造物による動物、植物、生態系への影響を最小限にするため、現場調査の結果等を踏まえ、貴重な樹木の移植など十分な環境保全のための措置を行うこと。
- (3) 事業実施による地下水の流況の変化等により、動植物への影響が考えられるので、地下構造物による地下水への影響が少ない工法、構造を採用すること。

7 日影、風環境、景観

- (1) 換気所等は、大規模な構造物となると考えられるため、設置場所を設定する際には、崖線等地域の状況を踏まえ、日影、風環境及び景観への影響に配慮し、必要な対策についても検討すること。
- (2) 換気所等は、大規模な構造物となると考えられるため、風害の予測等の手法の選定に際しては、東京都環境影響評価技術指針の内容に留意して、風洞実験を選定することを検討し、予測・評価に際しては、換気所付近の構造物も含めて行うこと。

8 電波障害

ジャンクション部、インターチェンジ部及び換気所による電波障害は、調査、予測及び評価することになっているが、平成15年12月から放送が開始される地上デジタル放送についても、調査、予測及び評価すること。

9 史跡・文化財

- (1) 地下水の流動状況に係る予測に関しては、計画地に近接して存在する、天然記念物に指定されている植物群落等の文化財に十分配慮すること。
- (2) 工事の施行中の換気所等に係る調査及び予測に当たっては、文化財の状況を十分に把握して行うこと。また、供用後の影響が考えられる場合には、十分な環境保全のための措置を行うこと。

- (3) 換気所等の建設予定地に、古墳等周知の埋蔵文化財のある場合には、掘削の位置及び範囲を考慮し、影響を必要最小限に止めるように計画し、この計画の内容を明らかにするとともに、事前に教育委員会と協議し、試掘等必要な処置を講ずる旨明らかにすること。

また、掘削範囲に周知の埋蔵文化財が無い場合でも、当該事業区域は、多数の埋蔵文化財包蔵地に近接しているため、工事施行前に教育委員会と事前に協議し、必要に応じた対策を講ずる旨明らかにすること。

10 自然との触れ合い活動の場

事業実施による自然との触れ合い活動への影響を最小限にするため、道路等で分断した触れ合い活動ルートの代替ルートの設置など十分な環境保全のための措置を行うこと。

11 廃棄物

掘削により発生する土砂については、黄鉄鉱成分が含まれていることが予想されることから、掘削土を一時保管する場合、酸化反応による掘削土の酸性化の確認方法と酸性化した場合の中和対策等を明らかにすること。

また、掘削土の酸性化により、六価クロム、カドミウム等重金属の溶出が考えられることから、重金属溶出性の変化の調査（掘削直後、一定時間経過後）を事前に実施すること。

なお、掘削土を搬出する場合、建設発生土の受入機関の受入基準を遵守するとともに、上記と同様に酸性化対策と重金属溶出性の調査を行うこと。

III その他

- 1 具体的な事業計画が明らかになった時点で、環境に影響を及ぼすおそれのある要因により、新たな調査、予測及び評価の必要性が生じた場合は、準備書で対応すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京

都環境影響評価条例第83条第1項の規定に基づき、その内容を
書面により報告すること。